毎週月.水.金曜日発



号 外

 選挙管理委員会告示
 1

 ○公職選挙事務処理規程の一部改正
 1

 ○選挙運動等に関する規程の一部改正
 4

 ○選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正
 6

富山県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙事務処理規程の一部改正について

公職選挙事務処理規程(平成12年富山県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

平成31年1月23日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第23条第2項を削る。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式 削除

第20号様式その3を次のように改める。

その3 (参議院比例代表選出議員選挙)

投票点検の結果報告

年 月 日執行の参議院比例代表選出議員選挙の投票点検の結果を、次のとおり開票録の写を添えて報告します。

年 月 日

開票区

開票管理者 氏 名 印

参議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会長 殿

記

1	投具	票の総数								票	(2+	5)				
2	-	投票の総数									(A+1					
	法第	568条の2第3	シェルタの投票							票	(A)					
							IT. カナシコ井1 とよっ			D						票
							LL/	氏名を記載したもの								票
							正:	た記載1	t- t.	7						票
3		# D T D P	n da Sidellida da Adeas.				ハ,	氏を記載したもの								票
			の参議院名簿登				名を記載したもの			n						票
有			ンへは石又は多 等の名称若しく		(B+C)		名を記載したもの			//						票
alai .		称のみを記載し					名称を記載したもの			7)						票
効	тольц	71 · 2 · 7 · C HOTS	J/C 0.5				名称を記載したもの			//						票
投							略称を記載したもの		D						票	
1X							A11 = 11 = 121		, U/L 61							票票
票							そ	その他		_						
			あん分したもの	のの総数		- Invest				Ę	票 (B))				
の		7170 711-017	参議院名簿登載		あん分の) 票 (/	ſ トハ			. .]		l.,		l	
	当該		名又は参議院	名簿届出	*ン/こ/付き	+=-	トホ	氏名(1)	氏仁	1) 4	3(1)	名称(二)	略称(対	(()大	その	の他へ
内			政党等の名称		数	+~)										
訳		簿届出政党等 ん分したもの			<u> </u>				<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>	
p/\	(-Ø).	ルガレにもの			1				<u> </u>	_					1	
	1.7%	カの参議院を	牽松載 老 14.7 ₹ %		1	<u> </u>			<u> </u>				<u> </u>			
	名簿	届出政党等に	薄登載者及び参 も属しないも⊄	かり	ん分でき			-				(C)				
		備	考	李宝/27 奈安野子 M 7 (李宝/27) 奈尺 山 15 / 15 / 15 / 15 / 15 / 15 / 15 / 15									票			
4	各参	議院名簿届出	政党等の得票数		別紙の											
5	無效	投票の総数			票	6 4	無效	投票率	(5÷1	L)						%
	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)		(6)	(7)	(8)	(9)	(10)		(12)	(13)	その他
	잸	名補登はの職	各名か名そね	改名記 名	るに治た	二二君	i -	該党称	被名	名政性	名政	書名政府	角兒	単	単に記号、	
7	定の	簿者載名他科 登と者簿のを	のたの他届[団はし 暑	≸該団も ≹当体の	以以し	0	名等又 簿以は	選を 挙記	7簿登載を記せ	海党 戦の	書名政権制制を登録した。	恩紙	雑	記	
_	用	載なの届政言者る氏出治	日 屋 政 取 の けん	木スナー ま	載しの	ののは名名略	[名	登外略 載の称	権載	載の記	載の	載のカ	ぎませ	単に雑事を記載	号	
無	紙を用	有の氏田宿事	世党下政出 田党下政出 要そが治て 件のの団い。	系名のの	針て名 りい称	簿簿科	、岩	者名を	のし なた	者名載の称し	著名の称	も者いた ののずい	こま投	を記	符	
効投	用い	でこ名政団しなとを党体が記等の	上 件のの団い	る称	トる文	登届を載出記	載	に簿記	レノキン	氏及た 名びも	1氏若	何れも人をの	無	載	符号を記載	
投票	な	おで載以名の 者で載以名の 、きし外称	ノト談の出 又政治	悪し 12	直政は ご党略	者政制	自の	係届載 る出し	箑	又略の	又く	又記	りたも	た	を記	
赤の	11	ーきし外称 公なたの若	当政をは党し治し名そ	登く	末そ称 肖のを	の党し氏等た	氏	いる名簿届出た もの名簿 は出たもの	登	は称	はは	は載	\$		載	
内	もの	職いも政し	て団た簿の	首略 0	つ他記	名のも	2	層気も	者	名の簿ほ	名略 簿称	名し 簿た 届か	0	の	た	
訳		の名の党く	い体政を他の	カ	事の載 自政し	又名の は称) Ü	出の政名	の	届か	届を出自	届か			B	
		候簿又そは	な `党重の」	人を 日	山以し	はか	Ė	以名	八	出 `	四日	田を			の	
0	F	ф и ж	投 票 総	数(1	の内数)	有	効	投 票	(2の)	内数)	無	効 投	票	(5	の内	数)
8	点	字 投 票		-	票					票						票
(備ま	۲.)	記載欄中	「3有効投票(の内部に	棚ぶて	コナフ	HE Z	11714	油田田	北瓜太	田レンス	ことが	でキ	Z		

(備考) 記載欄中、「3有効投票の内訳」欄が不足する場合には、補助用紙を用いることができる。

各参議院名簿届出政党等の得票数

参議院名簿届出 政党等の名称			参議院名簿届出 政党等の名称					参議院名簿届出 政党等の名称				
参議院名簿届出i 得票数				襯院名簿届出 票数	政党等の			議院名簿届出 事票数	政党等の			
うち各参議院名簿 登載者 (優先的に	各参議院名簿 登載者の氏名		登制	战者 (優先的に	各参議院名簿 登載者の氏名		登	ち各参議院名簿 載者(優先的に	登載者の氏名			
当選人となるべき 候補者を除く)の				選人となるべき 非者を除く)の			当品	選人となるべき 補者を除く)の				
供価句を除く)の 得票数				数				票数				
							l					
			L				L					
うち上記を除くる 政党等の得票数 の規定により参議 党等の有効投票。 票を含む。)	(法第68条の3 第院名簿届出政		政がの対	党等の得票数 規定により参	参議院名簿届出 (法第68条の3 議院名簿届出政 とみなされた投		政の党	対等の得票数 対定により参	参議院名簿届出 (法第68条の3 議院名簿届出政 とみなされた投			
の名称又は略			(の名称又は略				の名称又は略				
うち法第88条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有 効投票とみなされた投票			1	うち法第88条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有 効投票とみなされた投票			うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有 効投票とみなされた投票					
優先的に当 き候補者の	i選人となるべ 氏名			優先的に当き候補者の	選人となるべ 氏名			優先的に当 き候補者の	選人となるべ 氏名			

附則

この告示は、公表の目から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第2号

選挙運動等に関する規程の一部改正について

選挙運動等に関する規程(平成8年富山県選挙管理委員会告示第72号)の一部を 次のように改正する。

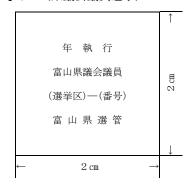
平成31年1月23日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第9条中「、第2号及び第3号」を「及び第2号から第4号まで」に改める。 第10号様式その3の次に次のように加える。

その4 (県議会議員選挙)



- 1 選挙区は、その選挙区名を略称で表示する。
- 2 番号は、候補者ごとに異なる番号とする。
- 3 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。
- 4 何年執行の表示は、第何回の表示をもって代えることができる。

第11号様式その1の備考の2中

```
「 { 70,000枚 (衆議院小選挙区選出議員選挙) 
 130,000枚 (参議院選挙区選出議員選挙) を 
 130,000枚 (知事選挙) 」
```

「 70,000枚 (衆議院小選挙区選出議員選挙) 130,000枚 (参議院選挙区選出議員選挙) に改める。 130,000枚 (知事選挙) 16,000枚 (県議会議員選挙)

第26号様式その3を次のように改める。

その3 (参議院比例代表選出議員選挙)

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届 政党等の名	参議院	
(順な優 なを			比例代	年
順位 (順位) (氏 を を を を を を を を を を を を き を さ で き を き を き を き を き を き を き を き を き を き			表選出	月
(順位)(氏 名)			市(町村)選挙管理系参議院北例代表選出議員選挙参議院名簿届出政党等名称等掲示	日執行
			学参議	,,
			院名	
			市場出版	
(値な優			(町村)	
(順位) (成るべきに (氏きに			選挙管	
順位) (氏 名) (氏 名)			市(町村)選挙管理委員会口政党等名称等掲示	
TH C			会	
Miles			. Salas La	

- 備考 1 この様式による氏名等の掲示は、投票所内の選挙人の見やすい適当な箇所、期日前投票所又は不在者投票記載所内の選挙人の見やすい適当な箇所に掲示する。
 - 2 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の 氏名」については、縦書きとする。この場合においては、名簿による候補 者届出書の記載に従って、ふりがなを付す。
 - 3 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行う。優先的に当選人となるべき候補者については、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載する。
 - 4 文字は黒書し、参議院名簿届出政党等毎に太枠で囲む。
 - 5 掲示すべき参議院名簿届出政党等の数等の都合により、一列に掲示する ことができないときは、二列以上とすることができる。
 - 6 投票所内の投票を記載する場所に掲示するときの用紙の大きさは、日本工業規格 A 列3番を標準とする。

第40号様式を次のとおり改める。

第40号様式 (第40条第1項関係)



- 1 選挙区は、知事の選挙にあっては、衆議院議員小選挙区選出議員 の選挙区ごとに算用数字で表示し、県議会議員選挙にあっては、そ の選挙区名を略称で表示する。
- 2 番号は、確認団体ごとに異なる番号とする。
- 4 何年執行の表示は、第 何回の表示をもって代え、又は省略することができる。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第3号

選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正について

選挙運動の公費負担に関する規程(平成6年富山県選挙管理委員会告示第17号) の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 23 日

富山県選挙管理委員会

委員長野 尻 昭 一

第1号様式その2、第2号様式その2、第3号様式その2、第5号様式及び第7号様式その2中「何年何月何日執行富山県知事選挙」を「何年何月何日執行何選挙

(何選挙区)」に改める。

第5号様式の備考の4中(1)を次のように改める。

(1) 枚数

イ 富山県知事選挙の場合

100,000 枚+15,000 枚× (県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-

- 1) ただし、300,000 枚を超える場合には300,000 枚
- ロ 富山県議会議員選挙の場合 16,000 枚

附則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

平成31年1月23日印刷発行

発 行 富